

令和7年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の管渠費18,800千円の財源に充てるため、企業債18,800千円を借り入れる。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,084,353千円	18,950千円	9,103,303千円
第2項 営 業 外 収 益	4,144,709千円	18,950千円	4,163,659千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,104,616千円	37,900千円	9,142,516千円
第1項 営 業 費 用	8,591,548千円	37,900千円	8,629,448千円

（企業債の補正）

第3条 企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
管 渠 費	9,900千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知 事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金につ	起債日から30年以内（据置期間を含む。） の期間において資金の融通条件及び知事 の定めるところにより償還する。ただし、 事業会計の都合により繰上償還をし、償 還年限を短縮し、又は借換えをすること

起債の目的		補	正	後	
管	渠	費	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
			9,900千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知 事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)
			18,800千円	同上	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。 起債日から10年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。